

| | | |
|----------------------------------|--|-------------|
| 受理官庁 BH | 国立特許庁（バーレーン） | 附属書 C BH |
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 | バーレーン | |
| 国際出願の作成に用いることができる言語 | アラビア語又は英語 ¹ | |
| 願書の提出に用いることができる言語 | アラビア語又は英語 | |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数 | 1 | |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？ | 認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。 | |
| 管轄国際調査機関 | オーストリア特許庁，欧州特許庁又は米国特許商標庁 | |
| 管轄国際予備審査機関 | オーストリア特許庁，欧州特許庁 ² 又は米国特許商標庁 ³ | |
| 受理官庁に支払うべき手数料 | 通貨：バーレーン・ディナール（BHD）及び米国・ドル（USD） | |
| 送付手数料 | BHD 70 | |
| 国際出願手数料 ⁴ | USD 1,437 (1,346) ⁵ (1,435) ⁶ | |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁴ | USD 16 (15) ⁵ (16) ⁶ | |
| 調査手数料 | 附属書D（AT），（EP）又は（US）参照 | |
| 優先権書類の手数料 | 自然人の場合 BHD 2 法人の場合 BHD 4 | |
| 優先権回復請求手数料（PCT規則26の2.3(d）） | なし | |
| 受理官庁は代理人を要求するか？ | 不要，出願人がバーレーンに居住している場合 要，出願人がバーレーンの非居住者である場合 | |
| 誰が代理人として行為できるか？ | 受理官庁に対して手続するためにバーレーンで登録されている代理人又は弁護士 | |
| 委任状の提出要件の放棄 | | |
| 受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？ | していない | |
| 受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？ | していない | |

- 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合，出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- この官庁は，国際調査を同官庁又はオーストリア特許庁が実施する（又は実施した）場合に限り，管轄する。
- この官庁は，国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り，管轄する。
- この手数料は，一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。
- 括弧内の額は2023年1月1日から適用される。
- 括弧内の額は2023年3月1日から適用される。